

函館市新規旅行商品提案募集要領

(趣 旨)

- 1 この要領は、新規旅行商品の提案を募集するにあたり、必要な事項を定める。

(新規旅行商品)

- 2 この要領において提案を募集する新規旅行商品とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 函館市新規旅行商品造成補助金交付要綱第2条各号に掲げる事業に該当するもの
 - (2) 当該旅行商品の催行日が、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間に設定されたもの
 - (3) 次の新規性が認められる観光資源を取り入れたもの
 - ア はこだて湯の川オンパク
 - イ 2010はこだてクリスマスファンタジー
 - ウ はこだて冬フェスティバル
 - エ ア～ウ以外の新規性が認められる観光資源

(応募資格)

- 3 応募資格を有する者は、旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)第2条第1項に規定された旅行業を営む者とする。

(募集期間)

- 4 新規旅行商品の提案を募集する期間は次のとおりとする。
平成22年8月9日(月)から平成22年8月26日(木)まで

(提案方法)

- 5 新規旅行商品の提案を行おうとする者は、別紙「函館市新規旅行商品提案書」により、函館市観光コンベンション部ブランド推進課あて、郵送または電子メールにて、期日までに提出しなければならない。
郵送の場合は、8月26日必着とする。

(広告宣伝費の額の算出)

- 6 広告宣伝費の額の算出は，広告代理店等の発行する見積書によるものとする。ただし，当該新規旅行商品に係る広告宣伝費のうち，冊子等の複数ページに亘る広告媒体を作成する場合には，当該旅行商品の広告が当該媒体に占める割合に応じて算出するものとする。

（提案の選考）

- 7 5の規定により提案された新規旅行商品のうちから，優秀と認められる提案の選考を行うにあたっては，別に定める審査会において，次の項目により審査するものとする。
- (1) 旅行商品の発売期間，発売エリア，顧客層
 - (2) 観光資源の新規性
 - (3) 行程中における函館市内への宿泊日数
 - (4) 広告宣伝の方法
 - (5) 送客予定人数
 - (6) 過去3ヵ年の送客実績（函館エリアまたは北海道エリア）
 - (7) クリスマスファンタジースーパージェット組込みの有無

（選考結果の通知）

- 8 選考結果は，応募者全員に速やかに通知するものとする。

（優秀な提案に対する助成）

- 9 優秀と認められる提案を行った者は，函館市新規旅行商品造成補助金交付要綱に基づき当該補助金の交付申請を行うことができる。

（附 則）

この要領は，平成21年6月10日から施行する。

この要領は，平成21年10月2日から施行する。

この要領は，平成22年8月9日から施行する。